

砥部町文化会館 第23回 ハンドクラフトマーケット 出店要項

1. 開催趣旨

個人やグループが手づくりした物品を展示販売する機会を設け、今後の製作の活力につなげるとともに、個人で起業した店舗の方も参加して頂き、店舗の周知に活用し、また、今後店舗を立ち上げたい人との交流を図るため開催いたします。

2. 出店の資格

砥部町文化会館ハンドクラフトマーケットの趣旨に賛同する個人、中小企業または団体。

3. 出展物の制限

- ①出展物は手作り品、および仕入れた雑貨類を基本とします。
- ②食品については「食品営業許可」をお持ちの方に限り出店可能とします。
※申込書と併せて「食品営業許可証」のコピーを必ず提出してください。
- ③次に該当する物品の出展はできません。当日、販売している場合は直ちに出品許可を取り消します。
 - ・危険物（劇毒物・刃物など）
 - ・生き物（虫・魚・愛玩動物など）
 - ・異臭、異音がするもの。他の出店者や来館者の迷惑となるもの
 - ・きわめて高価なもの（貴金属・骨董品など）
- ④大きい物は、搬入が困難な場合もあるので事前に確認してください。
※出展物について可否の判断がつかない場合は、必ず申込みの前に相談してください。

4. 出店料

- ①各ブースごとに出品料を設定します。（ブース別料金表参照）
- ②出品料には、各ブースの使用料、机、椅子、パーテーションパネルの使用料、当日イベントのチラシ宣伝告知料、連絡のための郵送料を含みます。
- ③販売に直接関係する電気の使用は出品申込みの際に申請し、使用料として一律300円を加算します。申込み時に申請のない場合は電気の使用は禁止します。
- ④以下の経費は出品料に含まれません。
 - ・出展物の搬入、搬出に伴う輸送費、交通費
 - ・出店者が各自で作成するチラシ類に係る費用
 - ・当日、会館のコピー機を使用した場合のコピー代（モノクロ1枚10円、カラー1枚50円）
※コピーはコイン式ではなく、スタッフが原稿をお預かりして対応いたします。
 - ・出店者に課せられる公租公課、保険料
 - ・出店者の過失により備品、及び設備に破損が生じた場合の修繕費

5. 出店申込

- ①申込みは、お一人様1ブースです。共同出店の場合でも、他グループと重複しての申込みはできません。
- ②ブースの決定は抽選となります。先着順ではございませんのでご注意ください。
出店希望者は、所定の出品申込書に記入の上、窓口にて持参、または郵送してください。（FAX受付不可）
申込締切：2019年10月5日（土）必着。窓口の受付は17:00までとさせていただきます。
宛先：〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内1410番地
砥部町文化会館「ハンドクラフトマーケット出品申込み」係 まで
- ③ブースは厳正なる抽選により決定し、砥部町文化会館HPにて、当選者・当選ブースの発表をいたします。
抽選結果発表：10月11日（金）15:00頃
- ④当選者のみ書類送付いたします。10月18日（金）になっても書類が届かない場合は、ご一報ください。
- ⑤当選者は、10月29日（火）までに、出品料を会館窓口にてお支払、もしくは、お振込みください。
期日までに入金がない場合は、当選を取消し、他の方に出品場所を提供するものとします。
- ⑥出品料の入金をもって申込みは完了いたします。以後、原則として出店の変更はできません。
- ⑦書類の不備や、出展内容に不適当なものがあつた場合は、会館から連絡をいたします。
- ⑧出店者に貸与したブースは、いかなる理由でも申込者以外の方に貸与・譲渡できません。

6. キャンセルについて

- ①やむを得ず出店をキャンセルする場合、イベント開催1ヶ月前までは出品料の半額を返金いたします。それ以降のキャンセルに関しては、返金できません。ただし、主催者側の事情、または天災により、このイベントが開催できない場合は出品料を全額返金いたします。
- ②キャンセルがあつた場合「キャンセル待ちを希望する」にチェックをした方のみで再度抽選をし、当選した方にのみ会館からご連絡いたします。

7. 出展物等の搬入・搬出・販売

- ①出展物やその展示販売に伴う持参品（以下「出展物等」と記載）の搬入・搬出は、すべて出店者の責任において行い、その経費は出店者が負担してください。
- ②搬入・販売・搬出は以下の期日で行ってください。
搬入▶▶2019年12月21日（土）13:00～17:00、12月22日（日）8:00～9:50
※当日の搬入は混雑が予想されるため、前日搬入をおすすめしています。
※今回は、前日夜間の搬入はございません。ご注意ください。
販売▶▶2019年12月22日（日）10:00～15:30
搬出（片付けも含む）▶▶2019年12月22日（日）15:30（販売終了）～17:00（完全施錠）
※原則として販売終了（15:30）以前の搬出は行いません。特別な事情がある場合は会館窓口へその旨を届け、会館職員の指示に従ってください。
- ③搬入や搬出に伴う宅配便の受け渡しは会館側では対応できません。
※出店者不在の場合、代わりの受取はせず、宅配業者に持ち帰っていただくこととします。

8. 展示・装飾について

- ①各ブース内に貸し出す机と椅子は、各自でレイアウトしてください。
※各機の貸出数は「ブース別料金表」をご参照ください。
- ②ブース区分のために配置しているパーテーションパネルは動かさないでください。ただし、各出店者のブースの内側の面はディスプレイに利用しても構いません。
- ③室内外問わず、すべての壁面・天井への貼物を禁止します。万が一、貼物による破損が生じた場合、出店者はその壁面・天井全体の壁紙の張り替えの責任を負っていただきます。
- ④出店者が持ち込んだ掲示板や立て看板などはブース内に設置してください。
- ⑤消費電力の大きい機械類や火気・煙が発生するもの、給排水の必要なものの持ち込みは禁止します。

9. その他、注意事項

- ①今回は、1階ブースを『食品販売ブース』として募集いたします。食品を販売される方は、1階のブース番号にお申し込みください。
※2階調理室では砥部町文化会館パン教室の出店がございます。
- ②ロビーや各会議室内での飲食は禁止です。参加者の食事場所は2階和室をご利用ください。
※お一人での出店や、やむを得ない場合は、事前に会館へお伝えください。
- ③体験コーナー等の出店場所での湯茶の接待は禁止します。お客様にも休憩や飲食の際は2階和室をご利用いただくように案内をお願いいたします。
- ④出品許可証は必ず見える所に携帯し、当日係員への質問や依頼がある場合に提示してください。
- ⑤出展物や売上金の管理は必ず出店者で行ってください。紛失や破損に関して会館側は一切責任を負うことはできません。
- ⑥お客様と出店者間のトラブルに関して、会館側は介入できません。
- ⑦規定外の事象が発生した場合、会館側の指示に従ってください。

10. お問い合わせ

砥部町文化会館（担当：堀内・篠原）
〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内1410番地
TEL・・・089-962-7000（9:00～17:00）
E-mail・・・info@tobebunka.jp HP・・・http://tobebunka.jp/

